

報告 6

長与町国民保護計画の一部変更について

年次データ等の更新により、長与町国民保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告します。

令和3年 6月 1日

長与町長 吉 田 慎 一